五泉市農業委員会

令和８年　第８回　定例総会議事録

会議開催　　令和８年８月 31 日(月)　午後２時 00 分
場　　所　　五泉市福祉会館　３階　大会議室

出席委員(18 人)

１番　渡邉　利雄	２番　亀山　公子
３番　大槻　彰吉	４番　長谷川　亘
５番　深井　秋彦	６番　大湊　弘明
７番　髙橋　喜美子	８番　（欠席）
９番　武藤　智暁	10 番　樋口　勝俊
11 番　川瀬　福司	12 番　井上　百合子
13 番　清田　ひろみ	14 番　村田　和賢
15 番　金子　郁夫	16 番　酒井　美奈子
17 番　大湊　賢吉	18 番　金子　信行
19 番　松尾　タカ子	

欠席委員(１人)

８番　権平　孝男

関係説明者

局　長	松尾　聡	次　長	本間　泰巳
村松事務所長	牛膓　修啓	係　長	星　恵里子
主　事	猪俣　暁広		

日　　程　１．開　会
２．会長挨拶
３．総会成立宣言
４．会期日程
５．議事録署名委員の指名
６．農地パトロールの報告
７．議　件
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
・所有権移転案件

・利用権設定・転貸案件
報告第１号　農業経営基盤強化促進法第 19 条第６項の規定による
意見について
報告第２号　農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２
第２項で準用する同条第１項の規定による意見について

１　開会

司　会　　それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和８年第８回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただきまして、その後は、五泉市農業委員会会議規則第４条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

２　会長あいさつ

松尾会長　　（あいさつ）

３　総会成立宣言

議　長　　それでは、ただいまから、令和８年第８回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19 人中 18 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、８番・権平孝男委員から欠席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

４　会期の日程について

議　長　　次に、日程４、会期の日程についてでありますが、本日１日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議無しということで、左様決定いたします。

５　議事録署名委員及び記録員の指名について

議　長　　次に、日程５、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、１番・渡邉利雄委員、２番・亀山公子委員　にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長にお願いします。

６　農地パトロールの報告

議　長　　次に、日程６、農地パトロールの報告であります。

調査班の班長、10 番・樋口勝俊委員から、報告をお願いします。

調査班長（樋口勝俊　委員）

はい、議長。議席番号 10 番、現地調査班 樋口です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として８月の農地パトロールを実施しました。

本日９時から私ほか、齋藤穂秋推進委員、長澤推進委員、山口推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

登記官照会を受けた農地等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議　長　　ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、報告のとおりとします。

７　議件　／　議第１号

議　長　　続きまして、日程７、議件の審議に入ります。

最初に、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第３条の規定による許可申請は、総数４件で、すべて賃貸借の案件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

３ページをご覧ください。

番号１番から４番は賃貸借の案件です。

番号１番は、田３筆 1,605 ㎡、番号２番は、田２筆 3,551 ㎡、番号３番は、田１筆 2,352 ㎡、番号４番は、田１筆 2,585 ㎡、

これらを議案書の備考欄に記載されている通り、貸し借りするものであります。

なお、すべての申請地を事務局で事前に確認を行っているところであります。

番号１番から番号４番の賃貸借は、農業経営基盤強化促進法からによる更新手続きであるため、本日の現地確認は、省略といたしましたので、ご了承願います。

５ページから８ページをご覧ください。

番号１番から番号４番の案件について、農地法第３条第２項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので､｢議第１号･農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第２号（①所有権移転案件）

議　長　　続きまして、｢議第２号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。

はじめに、｢所有権移転案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　　はい、議長。

議　長　　猪俣主事。

猪俣主事　　はい、議長。説明をいたします。

11 ページをご覧ください。

今月の「所有権移転案件」について、１件の申し出がありました。

11 ページは所有権移転の案件です。

番号１番から２番の内容については､令和８年８月 10 日開催のあっせん審査委員会において審議し、妥当であるとの審査結果を得ています。

番号１番から２番は、合計３筆、合計面積は 8,186 ㎡です。

13 ページ、14 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、

農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。
「所有権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「所有権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第２号（②利用権設定・転貸案件）
議　長　　続きまして、「利用権設定・転貸案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　　はい、議長。

議　長　　猪俣主事。

猪俣主事　　はい、議長。説明いたします。
15 ページをご覧ください。
今月の「利用権設定・転貸案件」について 11 件の申し出がありました。
15 ページから 41 ページは利用権設定・転貸の案件です。
合計 11 件、91 筆、合計面積は 64,794.47 ㎡です。うち、地域計画区域内が 10 件、76 筆、合計面積は 60,721.52 ㎡です。地域計画区域外が１件、15 筆、合計面積は 4,072.95 ㎡です。地域計画区域外は、番号 21 番、22 番です。
43 ページから 46 ページをご覧ください。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。

「利用権設定・転貸案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　報告第１号・報告第２号

議　長　　続きまして、「報告第１号・農業経営基盤強化促進法第 19 条第６項の規定による意見について」及び「報告第２号・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項で準用する同条第１項の規定による意見について」事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長説明いたします。

報告第１号・農業経営基盤強化促進法第 19 条第６項の規定による意見について、53 ページをご覧ください。地域計画（案）に関する意見聴取について依頼がありました。変更の地区は、五泉地区であります。59 ページの目標地図をご覧ください。変更箇所は、赤海字下島田５筆と、太田字大向田５筆が該当となります。変更理由は、赤海字下島地内を駐車場とする予定、太田字大向地内を店舗及び駐車場とする予定であります。また、五泉農業振興地域整備計画を変更する予定であるため、地域計画から外すこととなります。

今回の変更は、小規模な農地転用に伴うものであるため、地域計画（案）に対する意見を「特に意見なし」として回答といたしました。

続きまして、報告第２号・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項で準用する同条第１項の規定による意見について、65 ページをご覧ください。五泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見について照会がありました。66 ページの別紙に記載されている番号１番は、赤海字下島地内、田５筆、2,924 ㎡、申請理由は、駐車場であります。67 ページが位置図となっております。番号２番は、太田字大向地内、田５筆、4,731 ㎡、申請理由は、店舗及び駐車場であります。68 ページが位置図となっております。除外の対象となる合計面積 7,655 ㎡であります。先ほど、報告第１号で説明いたしました変更箇所と同じとなります。今回の案件は、農用地利用計画の変更をすることは止むを得ないと考える旨、意見を付して回答いたしました。

報告第１号と報告第２号は、令和８年８月 10 日開催の役員会において、協議を行った結果、当市の持続可能なまちづくりに資するものであり、かつ周辺の農地への支障を最小限に留める対策を講じていることから、変更は止むを得ないと判断し、回答、

意見を付したものであります。
以上、報告いたします。

議　長　　これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　以上で、本日の総会に提出されました議件の審議は終了いたしました。
これをもちまして、令和８年第８回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後２時 21 分　閉会）

本会議の顛末を記録し、議事の正確なることを証するため署名する。

署名委員

署名委員

調 整 者　五泉市農業委員会 事務局